

天理市乳児等通園支援事業の実施に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第19号

天理市乳児等通園支援事業の実施に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、天理市乳児等通園支援事業の実施に関する条例（令和 8 年 3 月天理市条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施時間及び休業日)

第 2 条 乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施時間は、午前10時から午後 3 時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 事業の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) 火曜日及び木曜日

(2) 天理市子育て世代すこやか支援センター条例施行規則（平成29年 3 月天理市規則第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する休館日

(利用時間の上限)

第 3 条 条例第 3 条に規定する認定子ども（以下「認定子ども」という。）が、事業を利用できる時間の上限は、1 月当たり10時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(定員)

第 4 条 事業の定員は、1 時間当たり 3 人、1 日当たり 3 人、1 月当たり45人とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(事前面談)

第 5 条 保護者は、その認定子どもに係る第 6 条第 1 項の規定による申請を初めて行おうとする場合には、あらかじめ事業の実施施設における面談（以下「事前面談」という。）を受けなければならない。

- 2 事前面談の申込みは、こども誰でも通園制度総合支援システム（以下「総合支援システム」という。）により行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、事前面談を行うに当たっては、事業に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 4 市長は、事前面談において、前項の重要事項を説明し、事業の実施について保護者の同意を得なければならない。

（利用の申請）

第6条 事業を利用しようとする保護者（以下「申請保護者」という。）は、事業を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の30日前の午前9時から3日前の午後5時までに、総合支援システムにより市長に申請するものとする。ただし、総合支援システムを利用できない場合は、総合支援システムを利用する方法以外の方法によることができる。

- 2 市長は、事業の利用に当たり必要があると認めるときは、申請保護者に対して関係資料の提出又は提示を求めることができる。

（利用の可否の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、利用の可否を決定し、総合支援システム又は書面により申請保護者に通知するものとする。

（利用の変更等）

第8条 前条の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けた保護者は、当該利用許可に係る事項を変更（取消しを含む。以下同じ。）しようとするときは、利用日の前日午後5時までに総合支援システムにより市長に申請しなければならない。ただし、総合支援システムを利用できない場合は、総合支援システムを利用する方法以外の方法によることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、変更の可否を決定し、総合支援システム又は書面により前項の規定による申請を行った保護者に通知するものとする。
- 3 市長は、利用許可を受けた保護者が第1項の規定による変更の申請を行わず、かつ、当該利用日に利用がなかった場合は、利用許可を受けた時間に係

る利用があったものとみなす。ただし、条例第7条第1項に規定する負担金（以下「負担金」という。）の計算については、適用しない。

（負担金等の納付）

第9条 負担金は、利用日に納付するものとする。

2 条例第7条第2項に規定する延長料金は、条例第4条の許可を受けた時間を超えて事業を利用した日に納付するものとする。

（負担金の減免）

第10条 市長は、事業を利用する子どもの属する世帯が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別表のとおり負担金を減免することができる。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている世帯であるとき。

（2）市町村民税非課税世帯であるとき。

（3）市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯であるとき。

（4）要支援児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。別表において同じ。）又は要保護児童（同条第8項に規定する要保護児童をいう。別表において同じ。）のいる世帯であるとき。

（5）前各号に掲げる場合のほか、市長が特にやむを得ない事情があるとき。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則を施行するために必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表（第10条関係）

利用する子どもの属する世帯の区分	減免
生活保護法の適用を受けている世帯	免除
市町村民税非課税世帯	1 時間当たり200円を減額
市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯	1 時間当たり200円を減額
要支援児童又は要保護児童のいる世帯	1 時間当たり200円を減額
その他市長が必要と認める世帯	免除